

供給条件

(1) 電気供給サービス提供者

・ 電気供給サービス提供者：奈良電力株式会社

(2) 電気供給サービス対象者

以下、すべての条件を満たすお客様が対象となります。

- ・ 契約電力 50kW 未満の低圧契約である
- ・ 関西電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けている
- ・ 当社電気需給約款・低圧（当社ホームページにて公開）に承諾頂いている

(3) 電気料金

電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金（ならでん電灯A）、基本料金（ならでん電灯B、ならでん低圧電力）、電力量料金、燃料調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。各税込価格は消費税10%に基づく金額であり、消費税法の改正により変更となる場合があります。

【電気料金】

・ ならでん電灯A

(円, 税込)

区 分		単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	515.28
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第1段階	20.02
	120kWh 超過 200kWh まで	第2段階	26.57
	200kWh 超過 300kWh まで	第3段階	21.23
	300kWh 超過分	第4段階	24.28

・ ならでん電灯B

(円, 税込)

区 分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	407.61
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	15.85
	120kWh 超過 300kWh まで	第2段階	19.77
	300kWh 超過分	第3段階	22.76

・ ならでん低圧電力

(円, 税込)

区 分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1,019.44
電力量料金	夏季	1kWh	14.35
	その他季		12.86

※ ならでん低圧電力は契約時の負荷率（= 検針票等による電気使用量 ÷ 料金算定期間の日数 × 24 ÷ 契約電力）が、20パーセント未満の地点のみ供給可能です。

※ 実際の請求額には関西電力にて毎月単価が変動する「燃料費調整額」および経済産業省にて発表される毎年単価が変動する「再生可能エネルギー発電促進賦課金」が含まれます。

【オプションサービス料金】

(円, 税込)

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ（請求書郵送）	220
ならでん安心サポート	300

※ ならでん安心サポートの利用規約はホームページにて公開しています。

(4) 契約期間

契約期間は原則として1年（供給開始日から起算）といたします。契約期間満了後は需給契約を自動的に延長するものとします。

(5) 解約金

(円, 税込)

解約手数料	なし
-------	----

※ 上記解約金は、残余契約期間に関わらず一律の料金とします。

※ 本書記載内容は令和6年4月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせをすることがあります。

個人情報の利用目的について

- ・ お客様の個人情報は、当社個人情報保護方針に従い取り扱います。
- ・ 契約手続きや電力供給サービスに必要な範囲で、送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者、販売代理店との間で共同利用します。

お申込み方法

- ・ 奈良電力の電気供給約款（低圧）に承諾の上、所定の申込書および支払方法への記入、提出をもって電気供給サービスへのお申込みを受け付けます。
- ・ お申込みの際に、お客様が契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行します。旧小売電気事業者が解約を承諾後、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- ・ お客様から当社への申込み完了後、送配電事業者によるスマートメーター設置などの手続きを開始します。供給開始日は原則として申込完了から2週間後以降の検針日となります。スマートメーター設置済である場合は、開始までの日数が短縮される場合があります。

手続き完了後、当社よりお客様へ供給開始日を通知します。

開始日のご希望には添えないことがありますので予めご了承ください。

電気料金の算定

(1) 電気料金の算定期間

- ・ 原則として前月検針日から当月検針日前日までとします。（廃止月を除く）
- ・ 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがあります。

(2) 使用電力量の算定

- ・ 使用電力量の計量は、一般電気事業者により設置された計量器により行います。
- ・ 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去の使用電力量をもとに算定します。

お支払い

(1) 支払方法

料金は口座振替またはクレジットカード決済に限ります。いずれかの情報の登録が必須となります。

(2) お支払い期日

支払義務発生日は原則として検針日であり、銀行口座振替日は翌月6日、翌月20日のいずれかとなります。検針日ごとに対応した振替日は当社ホームページに掲載します。

(3) 請求額のご確認、通知（無料）

毎月の電気料金と使用量は、インターネット上のお客様用マイページでご確認可能です。

ご請求金額はeメール（要登録）にて通知いたします。

(4) 請求書郵送手数料

請求書の郵送をご希望の場合、請求書発行手数料月額220円（税込）が別途必要となります。

(5) 翌月請求分への合算

送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求することがあります。

(6) 延滞利息の請求

料金その他債務について、支払期日経過後も支払いがない場合の延滞利息は、支払期日の翌日から支払日までの日数について年14.6%の割合を乗じて算定した金額とします。またその請求には延滞通知料（税込660円）が加算されます。

(7) 契約解除

お客様が次のいずれかに該当する場合には、解約の約10日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。

- ・ 料金の支払期日を過ぎてもお支払いがない場合
- ・ 料金以外の債務（延滞利息、延滞通知手数料、その他金銭債務）をお支払いがない場合
- ・ 料金支払いのための手続きを行わない場合

解約・変更手続き

(1) 解約・変更の受付

お客様が解約・変更を希望される場合は当社ホームページ(お客様マイページ)またはお電話にてお知らせください。

(2) 変更内容のお知らせ

変更事項等はインターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法によりお知らせします。

その他

- ・ 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。
- ・ 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・ 旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性がありますのでご注意ください。
- ・ 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入る場合があります。この際、正当な理由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。上記の事項は「電気事業法（平成26年6月18日改正）」に基づいて提示しています。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款（低圧）の掲載をもって提供するものとします。

契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

① 当社からの勧誘を受け、本申込書により契約を締結した日（その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

② ①に記載した事項にかかわらず、お客様が、同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

③ 契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。

④ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。

⑤ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

⑥ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その全額を返済いたします。

⑦ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客様等（同法第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいう）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】奈良電力株式会社 住所：奈良県御所市城山587番地の3

【注意事項】切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）をされまると、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。